

平成20年11月

滋賀県議会定例会議案

(その2)

目 次

	頁
議第211号 滋賀県職員退職手当条例の一部を改正する条例案.....	1
議第212号 滋賀県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案.....	7
議第213号 滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案.....	8

議第211号

滋賀県職員退職手当条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成20年12月 3 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県職員退職手当条例の一部を改正する条例

滋賀県職員退職手当条例（昭和28年滋賀県条例第24号）の一部を次のように改正する。

付則第26項および第27項を次のように改める。

- 26 滋賀県職員退職手当条例の一部を改正する条例（平成20年滋賀県条例第 号）の施行の日から平成22年 3 月31日までの間に退職した者（定年条例第 3 条の規定により定年が年齢60年とされている者のうち、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて、任命権者が知事の承認を得たものに限る。）であつて、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その退職の日における年齢が45年以上54年以下であるもの（第 5 条の 3 に規定する者を除く。）に対する第 4 条第 1 項、第 5 条第 1 項、第 5 条の 2 第 1 項、第 6 条、第 6 条の 2 および付則第22項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 4 条第 1 項	という。)に	という。) および退職日給料月額に年齢60年と退職の日以後の最初の 3 月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき 100 分の 2 を乗じて得た額の合計額に
第 5 条第 1 項	退職日給料月額	退職日給料月額および退職日給料月額に年齢60年と退職の日以後の最初の 3 月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき 100 分の 2 を乗じて得た額の合計額
第 5 条の 2 第 1 項 第 1 号	および特定減額前給料月額	ならびに特定減額前給料月額および特定減額前給料月額に年齢60年と退職の日以後の最初の 3 月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき 100 分の 2 を乗じて得た額の合計額

第 5 条の 2 第 1 項 第 2 号	退職日給料月額に、	退職日給料月額および退職日給料月額に年齢60年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額に、
第 5 条の 2 第 1 項 第 2 号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間および特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
第 6 条	第 3 条から第 5 条まで	付則第26項の規定により読み替えて適用する第 4 条第 1 項および第 5 条第 1 項
	退職日給料月額	退職日給料月額および退職日給料月額に年齢60年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第 6 条の 2	第 5 条の 2 第 1 項の	付則第26項の規定により読み替えて適用する第 5 条の 2 第 1 項の
	同項第 2 号イ	付則第26項の規定により読み替えて適用する同条第 1 項第 2 号イ
	同項の	付則第26項の規定により読み替えて適用する同条第 1 項の
第 6 条の 2 第 1 号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額および特定減額前給料月額に年齢60年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第 6 条の 2 第 2 号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額および特定減額前給料月額に年齢60年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
	第 5 条の 2 第 1 項第 2 号イ	付則第26項の規定により読み替えて適用する第 5 条の 2 第 1 項第 2 号イ
	および退職日給料月額	ならびに退職日給料月額および退職

		日給料月額に年齢60年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
	当該割合	当該付則第26項の規定により読み替えて適用する同号イに掲げる割合
付則第22項	第3条から第5条の3まで	付則第26項の規定により読み替えて適用する第4条第1項、第5条第1項および第5条の2第1項

27 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に退職した者（定年条例第3条の規定により定年が年齢60年とされている者のうち、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて、任命権者が知事の承認を得たものに限る。）であつて、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その退職の日における年齢が45年以上54年以下であるもの（第5条の3に規定する者を除く。）に対する第4条第1項、第5条第1項、第5条の2第1項、第6条、第6条の2および付則第22項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第4条第1項	という。)に	という。)および退職日給料月額に年齢60年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の1を乗じて得た額の合計額に
第5条第1項	退職日給料月額	退職日給料月額および退職日給料月額に年齢60年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の1を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第1号	および特定減額前給料月額	ならびに特定減額前給料月額および特定減額前給料月額に年齢60年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の1を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第2号	退職日給料月額に、	退職日給料月額および退職日給料月額に年齢60年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の1を乗じて得た額の合計額に、

第5条の2第1項 第2号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間および特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
第6条	第3条から第5条まで	付則第27項の規定により読み替えて適用する第4条第1項および第5条第1項
	退職日給料月額	退職日給料月額および退職日給料月額に年齢60年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の1を乗じて得た額の合計額
第6条の2	第5条の2第1項の	付則第27項の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項の
	同項第2号イ	付則第27項の規定により読み替えて適用する同条第1項第2号イ
	同項の	付則第27項の規定により読み替えて適用する同条第1項の
第6条の2第1号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額および特定減額前給料月額に年齢60年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の1を乗じて得た額の合計額
第6条の2第2号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額および特定減額前給料月額に年齢60年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の1を乗じて得た額の合計額
	第5条の2第1項第2号イ	付則第27項の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項第2号イ
	および退職日給料月額	ならびに退職日給料月額および退職日給料月額に年齢60年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の1を乗じて得た額の合計額

	当該割合	当該付則第27項の規定により読み替えて適用する同号イに掲げる割合
付則第22項	第3条から第5条の3まで	付則第27項の規定により読み替えて適用する第4条第1項、第5条第1項および第5条の2第1項

付 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- 滋賀県職員退職手当条例の一部を改正する条例（昭和48年滋賀県条例第33号）の一部を次のように改正する。

付則第40項を次のように改める。

- 40 滋賀県職員退職手当条例の一部を改正する条例（平成20年滋賀県条例第 号）の施行の日から平成22年3月31日までの間に退職した者（滋賀県職員の定年等に関する条例（昭和59年滋賀県条例第5号）第3条の規定により定年が年齢60年とされている者のうち、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて、任命権者が知事の承認を得たものに限る。）であつて、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その退職の日における年齢が45年以上54年以下であるもの（新条例第5条の3に規定する者を除く。）に対する付則第5項の規定の適用については、同項中「新条例第3条から第5条の3までの」とあるのは、「滋賀県職員退職手当条例の一部を改正する条例（平成20年滋賀県条例第 号）による改正後の滋賀県職員退職手当条例付則第26項において読み替えて適用される同条例第4条第1項、第5条第1項および第5条の2第1項の」とする。

付則に次の1項を加える。

- 41 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に退職した者（滋賀県職員の定年等に関する条例第3条の規定により定年が年齢60年とされている者のうち、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて、任命権者が知事の承認を得たものに限る。）であつて、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その退職の日における年齢が45年以上54年以下であるもの（新条例第5条の3に規定する者を除く。）に対する付則第5項の規定の適用については、同項中「新条例第3条から第5条の3までの」とあるのは、「滋賀県職員退職手当条例の一部を改正する条例（平成20年滋賀県条例第 号）による改正後の滋賀県職員退職手当条例付則第27項において読み替えて適用される同条例第4条第1項、第5条第1項および第5条の2第1項の」とする。
- 3 滋賀県職員退職手当条例の一部を改正する条例（平成18年滋賀県条例第78号）の一部を次のように改正する。

付則に次の見出しおよび2項を加える。

（平成20年新条例に関する経過措置）

- 17 滋賀県職員退職手当条例の一部を改正する条例（平成20年滋賀県条例第 号）の施行の日

から平成22年3月31日までの間に退職した者（滋賀県職員の定年等に関する条例（昭和59年滋賀県条例第5号）第3条の規定により定年が年齢60年とされている者のうち、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であって、任命権者が知事の承認を得たものに限る。）であって、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その退職の日における年齢が45年以上54年以下であるもの（新条例第5条の3に規定する者を除く。）に対する付則第2項および第4項の規定の適用については、付則第2項中「付則第6項」とあるのは「滋賀県職員退職手当条例の一部を改正する条例（平成20年滋賀県条例第 号）による改正後の滋賀県職員退職手当条例（以下「平成20年新条例」という。）付則第26項、付則第6項」と、付則第4項中「退職した場合」とあるのは「退職した場合（平成20年新条例付則第26項の規定の適用を受ける場合を除く。）」とする。

- 18 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に退職した者（滋賀県職員の定年等に関する条例第3条の規定により定年が年齢60年とされている者のうち、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であって、任命権者が知事の承認を得たものに限る。）であって、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その退職の日における年齢が45年以上54年以下であるもの（新条例第5条の3に規定する者を除く。）に対する付則第2項の規定の適用については、同項中「付則第6項」とあるのは、「滋賀県職員退職手当条例の一部を改正する条例（平成20年滋賀県条例第 号）による改正後の滋賀県職員退職手当条例付則第27項、付則第6項」とする。

議第212号

滋賀県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成20年12月3日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県公立学校職員の給与に関する条例（昭和32年滋賀県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第19条の3第2項中「20,200円」を「15,900円」に改める。

付 則

この条例は、平成21年1月1日から施行する。

議第213号

滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成20年12月3日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年滋賀県条例第48号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「3,200円」を「6,400円」に改め、同項第2号中「3,000円」を「6,000円」に改め、同項第3号中「1,500円」を「3,000円」に、「3,000円」を「6,000円」に改め、同項第4号中「2,000円」を「3,400円」に改め、同項第5号中「1,700円」を「3,400円」に改め、同項第6号中「1,400円」を「2,400円」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、平成20年10月1日から適用する。